

取手市音楽家協会

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

本会は、「取手市音楽家協会」と称する。

第 2 条 (事務所)

本会の事務所は、取手市音楽家協会の役員宅もしくは事務局に置く。

第 3 条 (目的)

本会は、取手の音楽文化の向上と街の活性化に寄与すると共に、取手市内外の音楽家との交流、親睦を図ることを目的とする。

第 4 条 (事業)

- 1、音楽会の開催
- 2、音楽研究会ならびに講習会の開催
- 3、ボランティア活動

第 2 章 会 員

第 5 条 (会員資格)

- 1、取手市在住、在勤及び取手市出身の人
- 2、音楽大学卒業及びそれと同程度の人（後者は、会員3名の推薦を受けた者、または書類審査により会長の承認を得た者とする。）

第 6 条 (入会・休会・退会)

- 1、入会者は、入会申込書を提出し入会金及び年会費を納める事とする。
- 2、休 会 は、休会届を役員会に提出し休会する事ができる。
- 3、退 会 は、退会届を役員会に提出し退会する事ができる。
会員の死亡は退会とみなす。

第 7 条 (賛助会員・友の会会員)

- 1、取手市音楽家協会の活動に賛同し、支援・協力してくださる方を賛助会員とする。
- 2、取手市音楽家協会主催コンサートの優待者を友の会会員とする。

第 3 章 役員及び組織

第 8 条 (役員)

名誉会長 1名、 会長 1名、 副会長 3名
事務局（書記 3名、会計 2名、広報 2名、
友の会係 2名）
会計監査 2名、 顧問

第9条（選任・任期）

- 1、役員は総会においてこれを選任する。
- 2、役員の任期は、総会から1年とする。但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は再任されることができる。

第4章 会議

第10条（会議）

この会の会議は、定期総会、全体会議、臨時総会、役員会、実行委員会とする。

第11条（開催・定足数・議決）

- 1、定期総会は、毎年5月に開催する。原則として総会を構成する会員及び役員（委任状を含む）の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（議決）1．総会及び役員会の議事は出席者の過半数の同意をもって決する。

2．可否同数の時は議長の決するところとする。

- 2、臨時総会は、役員会が必要と認めた時これを開くものとする。
- 3、役員会は、役員が必要と認めた時、随時に開く。
- 4、実行委員会は、各コンサート毎に関係する会員が開く。

第5章 会計

第12条（会計）

- 1、本会の事業に要する経費は、入会金・会費・寄付金・活動に伴う収入をもって充する。会計年度は総会から翌年の総会前日の1年間とする。

第13条（活動費）

本会の活動のために必要と認められた経費は、活動費から支出する事ができる。

第6章 会則の変更・改正

第14条 この会則の変更は、第11条 1、2、の開催及び議決に準ずる。

付 則

- 1、この会の会費は、入会金2000円 年会費3000円とする。
- 2、会として後援をする場合は、役員会の承認を得るものとする。
- 3、この会の運営にあたって細則を設けることとする。

この会則は、平成19年4月15日より施行する。

平成20年5月12日 一部改正

平成21年5月11日 一部改正

平成22年5月31日 一部改正